



24 保 第1811号
平成24年 9月25日

各都道府県

国民健康保険・後期高齢者医療制度主管部（課）長 様

福島県保健福祉部長



東日本大震災により被災した福島県の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の
被保険者（避難指示等対象地域以外）に係る平成24年10月1日以降の
一部負担金免除措置の取扱いについて（依頼）

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについては、「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成24年7月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課外事務連絡）及び「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者等に係る一部負担金等免除証明書の取扱いについて」（平成24年7月24日付け厚生労働省保険局国民健康保険課外事務連絡）により、平成24年10月1日以降の取扱いが示されておりますが、当県の市町村国民健康保険及び後期高齢者医療制度の取扱いにつきましては、下記のとおり保険者ごとに異なる対応となりますので、御承知いただくとともに、貴管下の市町村及び関係団体等へ周知していただきますようお願いいたします。

また、有効期限が平成24年10月以降となっている新たな「一部負担金等免除証明書」については、現在、各保険者において、交付の準備を行っておりますが、被保険者からの問い合わせがあった場合は、各保険者あて連絡するよう御指導方よろしく申し上げます。

記

1. 福島県内の市町村国民健康保険の対応

平成24年10月以降一部負担金免除措置を延長する市町村保険者は下記の通りです。

下記以外の市町村保険者については、免除措置を延長せずに平成24年9月末で終了します。

平成25年2月末まで	川俣町、桑折町、国見町
平成25年3月末まで	須賀川市、白河市、相馬市、南相馬市、鏡石町、天栄村、 棚倉町、矢祭町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、新地町

2. 福島県の後期高齢者医療制度の対応

福島県後期高齢者医療広域連合については、避難指示等対象地域以外の被保険者に対する一部負担金免除措置を延長せずに平成24年9月末で終了します。

3 避難指示等対象地域の被保険者については、保険者を問わず、一部負担金免除措置が平成 25 年 2 月末まで延長されています。(他市町村への転出者も含む。)

なお、全域が避難指示等対象地域に指定されているため、平成 24 年 9 月末まで免除証明書の提示が不要とされていた下記 9 町村の国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者については、前記事務連絡に基づき、平成 24 年 10 月 1 日から免除証明書の提示が義務付けられたことから、今月中に市町村から免除証明書を送付することとしております。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

(事務担当 国民健康保険課 熊坂主任主査)

電話 024-521-7203 FAX024-521-7933

電子メール

<kokuminkenkouhoken@pref.fukushima.lg.jp>

【ホームページ】<http://www.pref.fukushima.jp/>

トップページ>組織別案内

>保険福祉部>国民健康保険課)

別紙 福島県内の市町村国保および後期高齢者医療制度の平成 24 年 10 月以降の対応

保険者名	避難指示等対象地域の 一部負担金免除措置	避難指示等対象地域以外 の一部負担金免除措置
広野町、楢葉町、富岡町、 川内村、大熊町、双葉町 浪江町、葛尾村、飯舘村	全域対象地域 平成 25 年 2 月まで延長	—
川俣町	一部対象地域 平成 25 年 2 月まで延長	平成 25 年 2 月まで延長
南相馬市	一部対象地域 平成 25 年 2 月まで延長	平成 25 年 3 月まで延長
須賀川市、白河市、相馬市、 鏡石町、天栄村、棚倉町、 矢祭町、西郷村、泉崎村、 中島村、矢吹町、新地町	対象地域外 対象地域からの転入者 のみ平成 25 年 2 月まで 延長	平成 25 年 3 月まで延長
桑折町、国見町	対象地域外 対象地域からの転入者 のみ平成 25 年 2 月まで 延長	平成 25 年 2 月まで延長
田村市、伊達市	一部対象地域 平成 25 年 2 月まで延長	延長せず 平成 24 年 9 月で終了
福島市、二本松市、郡山市、 会津若松市、喜多方市、 いわき市、本宮市、大玉村、 南会津町、下郷町、檜枝岐村、 只見町、磐梯町、猪苗代町、 北塩原村、西会津町、 会津坂下町、湯川村、柳津町、 会津美里町、三島町、金山町、 昭和村、塙町、鮫川村、石川町、 玉川村、平田村、浅川町、 古殿町、三春町、小野町、	対象地域外 対象地域からの転入者 のみ平成 25 年 2 月まで 延長	延長せず 平成 24 年 9 月で終了
福島県後期高齢者医療広域連 合	対象地域の被保険者及 び対象地域からの転入 者のみ平成 25 年 2 月ま で延長	延長せず 平成 24 年 9 月で終了

